

株式会社アリーナ 2024年度 教育 研修 計画

種別	No.	項目	内容	担当部所	対象者	実施予定												その他・備考		
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
乗務員に対する安全教育研修会議	1-①	事業用自動車を運転する場合の心構え	・事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導	運行課	運転者 (バス乗務員)	●		●			●			●						
	1-②	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	・道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導			●			●				●							
	1-③	事業用自動車の構造上の特性	・車高、車長、車幅、死角、内輪差及び制動距離等の確認 ・車両火災の予防運動			●		●				●							●	
	1-④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底 ・適切な車間距離の確保・異常気象時の対応			●			●			●				●			●	
	1-⑤	旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項	・乗降口の扉の開閉時における事故防止等の指導			●			●			●				●				
	1-⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	・路線又は運行経路の交通状況の把握			●		●				●				●				
	1-⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	・危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、災害発生時における対応方法の指導 ・過労運転防止とサービス向上について（睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について）			●		●				●				●				●
	1-⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転	・適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導			各自適正診断後、1カ月以内														
	1-⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	・過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導			●			●			●				●				
	1-⑩	健康管理の重要性	・疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導			健康診断受診後 各自面談														
	1-⑪	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	・安全性の向上を図るための装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導			●		●				●				●			●	
	1-⑫	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導	・ヒヤリハット体験の報告や運転に係る苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う			●		●				●				●				
	1-⑬	ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	・⑫のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験を社内内で共有する			●			●			●				●				
	1-⑭	非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導	・火災・事故・自然災害等非常事態に備え非常器具の操作を学び適切な行動がとれるよう指導する			●			●			●				●				●
運行・整備管理者教育	2-①	安全運行会議【企画会議】	毎月1回 役員・営業部長・運行部長・運行課長により前月の事故防止の取組報告と当月の重点実施事項の確認を行う	運行課	運行課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	2-②	運行管理者 研修	運行会議前、統括運行管理者を中心として、運行管理者及び補助者全員で安全管理研修を行う	運行課	運行管理者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	2-③	運行管理者講習会の受講	運行管理者及び補助者に対し2年に一度、運行管理者等一般講習を受講させる	運行課	運行管理者	外部講習実施時参加														
	2-④	整備管理者講習会の受講	整備管理者に対し2年に一度、整備管理者等講習を受講させる	整備課	整備管理者	外部講習実施時参加														
各適正にあつた教育	3-①	初任運転者・準初任運転者への特別指導	初任運転者・準初任運転者に対して法令で義務付けられている特別指導を実施する	運行課	新任運転者	運転者採用後、選任する前に法令で定められた内容を座学10時間以上、実技20時間以上実施														
	3-②	高齢運転者への特別指導	高齢運転者に対して特別指導を実施する（指導時間の定め無し）	運行課	高齢運転者	適齢診断結果が判明した1ヶ月以内にドライブレコーダーを使用して指導する														
	3-③	事故惹起者への特別指導	事故惹起者に対して法令で義務付けられている特別指導を実施する	運行課	事故惹起者	事故後に再度乗務させる前に、法令で定められた内容を座学10時間以上、実技20時間以上実施														
	3-④	適性診断	適性診断の実施 入社時（初任）通常乗務員（一般）高齢者・事故惹起者（特別）を受講させる	運行課	対象運転者	入社時（初任・準初任）・通常乗務員（一般）・高齢者（65歳以上）・事故惹起者（重大事故を起こした者）														
全体	4-①	非常事態訓練	会社全体で重大事故や異常気象を想定した訓練を実施する	運行課	全員	●											●			実施可能な4月又は12月で調整実施